無沼市 地域福祉推進計画

(第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画)

計画期間:令和5(2023)年度~令和9(2027)年度



ともに認め たすけあい かがやきつづける 夢と**安心**のまちづくり

令和5(2023)年3月

魚 沼 市 社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

第3次 魚沼市 地域福祉推進計画

(第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画)

計画期間:令和5(2023)年度~令和9(2027)年度

ともに認め たすけあい かがやきつづける 夢と安心のまちづくり

はじめに

令和2年の冬以降に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、私たちの日常生活をはじめとした社会経済活動や地域活動等は、大きく制限を受けることになりました。その打開策の一つとして、新たにインターネットを利用したリモート活動が盛んになりましたが、その一方で人と人とのふれあいが重要な福祉活動においては、実際に対面して交流することの重要さに気づかされることになりました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類引き下げに伴い、これからは、少しずつコロナ禍前のような人の活動が戻って来ることが期待されるところでありますが、そうした中で、魚沼市の福祉がめざす姿として、地域を知るとともに、お互いを知り、そして助け合うことで、地域の持つ力を市民全員で高めていくことができるように、この第3次魚沼市地域福祉推進計画にまとめました。

少子高齢化・人口減少が進む現代社会の中にあって、介護、子育て、障害、疾病等、様々な悩みを抱える方が、地域社会の中で孤立したり孤独を感じたりすることがないように、それぞれの立場でできることから取り組んでいただくことによって、地域共生社会の実現につながっていくものと考えております。

本計画に示した目標の実現に向けては、市民、民間事業者、福祉関係者、民生委員・児童委員等のそれぞれの皆様が、社会福祉協議会並びに本市施策を理解され、ともに協働して取り組んでいくことが求められますので、まちづくりへの積極的な参画と、一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりましては、熱心なご議論をいただいた第3次魚沼市 地域福祉推進計画策定委員会の皆様、市民アンケートにご協力いただきました多くの 市民の皆様、並びに貴重なご意見・ご提案をいただいた関係者の皆様に心から感謝申 し上げます。

令和5年3月

魚沼市長 內田幹夫

はじめに

本市の少子高齢化のさらなる加速、核家族化の進行、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などが増加を続ける中、家庭内や地域での人間関係が希薄化し、地域での課題解決が難しい状況になっています。また、厳しい経済状況により生活困窮、ひきこもりや権利擁護の問題など、地域における生活課題は複雑・多様化しています。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、集うことが難しい状況での地域福祉活動や経済的生活支援など、従来の福祉制度の枠組みでは対応が困難な状況となっています。

このような中、地域課題の解決に向け、生活に身近な地域において、住民が世代や 背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて 支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組が、各方面から求められています。

こうした背景のもと、本市では、地域福祉を進める上での基本的な方向性・理念を明らかにする地域福祉計画と、それを実行するために、地域・社協・市が取り組む行動計画である地域福祉活動計画を一体として第3次魚沼市地域福祉推進計画を策定しました。

地域の皆様が地域福祉活動に主体的に関わり、「関心をもち ちがいを認めあえる やさしいまち」「手と手をとりあって たすけあえる お互いさまのまち」「一人ひとりに 出番があって 活躍できるまち」を基本目標とし、本計画の基本理念である「ともに 認め たすけあい かがやきつづける 夢と安心のまちづくり」の実現に向けて取り 組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケート調査にご協力いただきました市民並びに関係団体の 方々に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会

会長 穴 沢 邦 男

目 次

第1	章	地域福祉推進計画とは
	1	計画策定の趣旨P]
	2	計画の位置付け·····P 2
	3	計画の期間·····P 6
第2	章	地域福祉に関する魚沼市の状況
	1	人口、世帯の状況·····P 7
	2	子ども、高齢者、障害者の状況P 9
	3	生活保護及び生活困窮者の状況P1]
	4	地域のつながり、地域活動への参加状況P12
	5	避難行動要支援者の状況·····P13
	6	成年後見制度の状況·····P 1 4
	7	再犯防止の状況·····P 1 5
第3	3章	これまでの取組と計画づくり
	1	第2次計画を踏まえた本計画のつくり方P 1 7
	2	本計画の策定体制·····P 1 8
	3	第2次計画の取組状況と本計画策定に向けた課題·····P 1 9
第4	章	基本理念、基本目標と目指す取組
	1	基本理念·····P26
	2	本計画の基本目標と取組·····P28
	3	成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	再犯防止の推進·····P38
第5	章	計画の実現に向けて
	1	計画の普及啓発······P40
	2	計画の評価·····P40
	3	計画の進行管理·····P41
資	料	編
	1	魚沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱·····P42
	2	魚沼市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱·····P43
	3	策定委員名簿······P45

第1章 地域福祉推進計画とは

1 計画策定の趣旨

魚沼市(以下「本市」という。)では、平成25(2013)年から本市と魚沼市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が協働し「魚沼市地域福祉推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、その後、平成30(2018)年に第1次計画を見直した「第2次魚沼市地域福祉推進計画」(以下「第2次計画」という。)を基本方針として地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、少子高齢・人口減少社会に歯止めがかからず、人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして地域社会からの孤立など、「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶとともに、本人やその世帯の中で複合・複雑化しています。

こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の 枠組みから見るだけではなく、それぞれが抱える様々な困りごとを、生きる意欲や力、 生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要で あり、本人や世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づ くりとして行っていくことが求められています。

このような状況を踏まえた上で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域共生社会の実現に取り組む必要があります。その上で、市民・地域・関係団体等がそれぞれの役割を担い、支え合いながら地域社会の課題の解決に取り組む「地域福祉」を推進していかなければなりません。

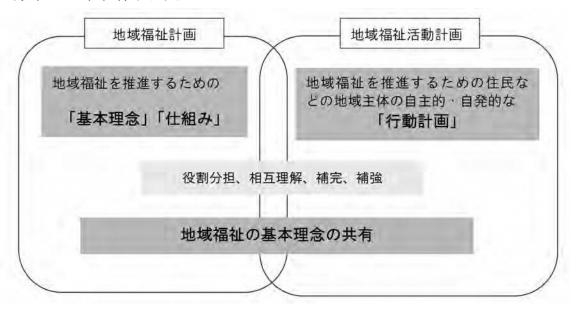
本市と社協では、平成30(2018)年に策定した「第2次計画」を見直し、地域福祉の更なる促進のための基本方針として、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までを計画期間とする「第3次魚沼市地域福祉推進計画」(以下「本計画」)を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1)計画の位置付け

本市が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域の生活課題や社会資源の状況を共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画とするため、第2次計画同様、両計画を合わせた本市の「地域福祉推進計画」として策定します。

本計画は、地域内の様々な生活課題の解決を図るための基本的な方向性や理念を明らかにするとともに、具体的な仕組みや取組を定めるものであり、「自助」「互助」「共助」「公助」の概念のもと、行政運営の方針であると同時に、市民、自治会等の地域団体、福祉サービス事業者及び関係機関などにとって、活動を推進する上での基本的方針として位置付けます。



(2) 法的根拠

1) 地域福祉計画〔市町村〕

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を進める上で基本的な方向性・理念を明らかにし、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

さらに、厚生労働省の策定指針により、下記の事項を計画に盛り込みます。

- ・地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法(平成19年通知)
- ・高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応(平成 22 年通知)
- ・生活困窮者へのセーフティーネットの強化・生活支援(平成26年通知)
- ・再犯防止計画の推進に関すること(令和3年通知)
- ・成年後見制度の利用の促進に関すること (令和4年通知)

なお、社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされていることから、本計画においても今後の方向性等について記載します。

併せて本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

2) 地域福祉活動計画〔市町村社協〕

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定による民間組織である社会福祉協議会が、地域福祉の推進を目的として策定する行動計画で、前ページの図のとおり市町村社協が理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けた活動内容を考える計画となり、地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項を定める計画です。

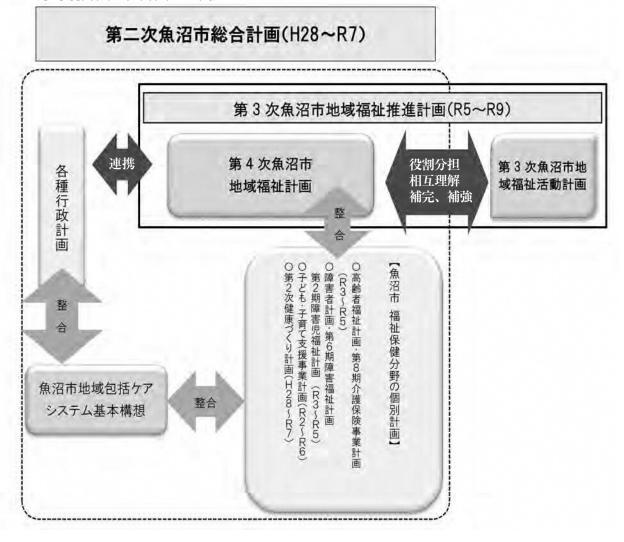
- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 上記に掲げる事業の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業

(3) 本市における他の計画との関連

魚沼市地域福祉計画は、「第二次魚沼市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、健康増進等の個別分野を束ねた福祉分野に関する総合的な計画です。各種行政計画等との連携をとりつつ、地域福祉の視点からそれぞれの各部門の計画を横断的につなげ、今後の施策を展開していく上での基本事項を定めます。

社協の地域福祉活動計画は、民間の立場から、住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組む上での基本事項を定めます。

■分野別計画・他計画との関連イメージ



(4) SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)と本計画

平成 27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs(以下、SDGs)」は、「誰一人取り残さない」という理念を掲げて、国際社会が共に取り組む、持続可能な社会を実現するための目標です。

SDGs では、貧困や格差、気候変動や生物多様性、紛争や人権など、現在、世界が抱える課題を踏まえた17の目標(ゴール)を、人々の参加と、組織の透明性の向上や説明責任を大切にしながら、社会・経済の開発と環境保護の統合によって達成することを目指しています。

目標の期限は令和 12(2030)年で、現在、日本を含む世界各地で取組が進んでいますが、SDGs 達成のためには、気づきや学びからアクションを起こしていくことが求められており、令和 2(2020)年 1 月、SDGs 達成のための「行動の 10 年(Decade of Action)」がスタートしました。

SDGs の、「誰一人取り残さない」、多様性を尊重した持続可能な社会の実現という方向性は、本計画の策定の原則とも共通し、地域共生社会の考え方とも一致するものと捉えることができます。本計画の目指す「ちがいを認めあい」「助けあい」「一人ひとりに出番があって活躍できる」「やさしい」地域づくりが広がることによって、SDGs の目指す持続可能な社会が実現するという思いで本計画はつくられました。

SUSTAINABLE GALS



3 計画の期間

(1)計画の期間

本計画の期間は、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの 5 年間とします。 ただし、国や県などの動向を踏まえ、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。



(単位:人)

(単位:%)

第2章 地域福祉に関する魚沼市の状況

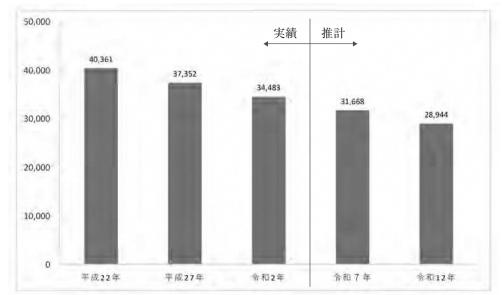
人口、世帯の状況

(1)人口の推移

本市の人口は、減少を続けており、令和 2(2020)年には 34,483 人となっています。 今後も減少傾向が続くものと予想され、令和12(2030)年には、28.944人まで減少する と推計されています。

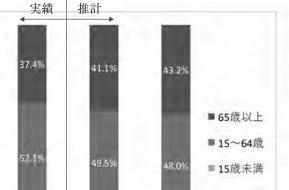
年齢階層別では65歳以上の高齢者人口の割合が増加しており、令和2(2020)年には 37.4%を占め、3人に1人が高齢者という状況となっています。

■人口の推移



【出典】「人口 国勢調査」、「推計人口 国立社会保障・人口問題研究所」

■年齢階層別人口



100% 29.7% 32,9% 80% 60% 57.4% 40% 20% 0% 平成22年 平成27年 令和2年 令和7年 令和12年

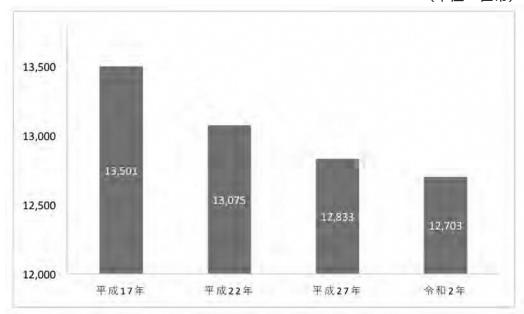
【出典】「人口 国勢調査」、「推計人口 国立社会保障・人口問題研究所」

(2)世帯数の推移

世帯数は、平成 27(2015)年には 12,833 世帯でしたが、令和 2(2020)年には 12,703 世帯となり、5年間で 130 世帯減少しています。

■世帯数の推移

(単位:世帯)



出典:国勢調査

■世帯構成別の推移

(単位:世帯)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
世帯		13, 501	13, 075	12, 833	12, 703
杉	核家族世帯	6, 405	6, 521	6, 542	6, 614
	夫婦のみの世帯	T = 0	2, 309	2, 340	2, 503
	夫婦と子どもから なる世帯	_	2, 881	2, 832	2, 721
	その他世帯	-	1, 331	1, 370	1, 390
茸	美独世帯	2, 648	2, 558	2, 890	3, 278
	65 歳以上の高齢者 単身世帯	877	1,013	1, 344	1, 578
	その他世帯	1,771	1, 545	1, 546	1, 700
高	高齢夫婦世帯	1, 265	1, 387	1, 494	1, 721
7	その他世帯	3, 183	2,609	1, 907	1,090
					. II. → +4. ⊃m →

出典:国勢調査

※世帯とは、施設等の世帯(寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者等)を除くものをいう。 ※高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の世帯をいう。

2 子ども、高齢者、障害者の状況

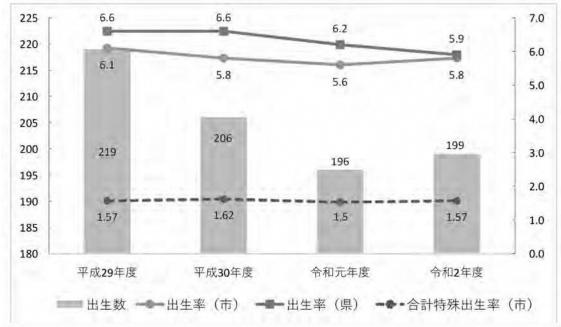
(1) 出生の状況

出生数は、令和 2(2020)年度に 199 人、出生率は 5.8 となっており、ほぼ、新潟県 平均並みとなっています。

また、女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、令和 2(2020)年度が 1.57 となっており、新潟県の平均 1.33 と比べ、0.24 ポイント上回っています。

■出生率の推移





出典:新潟県福祉保健年報

(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、平成27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間において、 母子世帯が増加しています。

■ひとり親世帯数の推移

 区分
 平成 27 年 (2015 年)
 令和 2 年 (2020 年)

 ひとり親世帯
 1,370
 1,390

 父子世帯
 224
 217

 母子世帯
 1,146
 1,173

出典:国勢調査

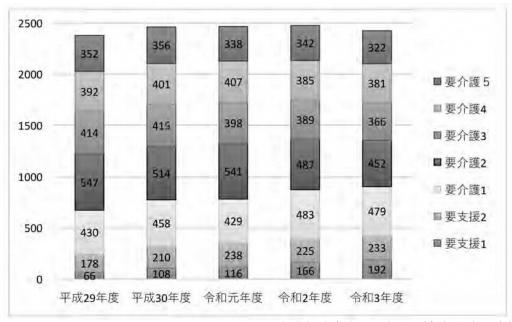
(単位:世帯)

(3) 要介護・要支援認定者の状況

要介護・要支援認定者数を要介護度別に見ると、要介護 4、5 の重度の認定者が減 少傾向にありますが、要介護 1 や要支援の認定者数が増加傾向にあります。

■要介護・要支援認定者数及び認定率の推移





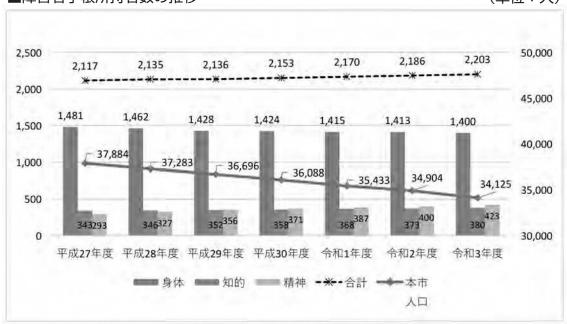
出典:介護保険事業状況報告(各年度末現在)

(4) 障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和 3(2021)年度末で 1,400 人となっており、人数は減少傾向にありますが、対人口比では増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)



魚沼市福祉支援課調べ(各年度末現在)

3 生活保護及び生活困窮者の状況

193

155

(1) 生活保護の状況

生活保護の受給世帯は、徐々に増加する傾向にあり、令和 3(2021)年度末に 164 世帯 211 人となっています。

199

161

■生活保護の状況

198

155

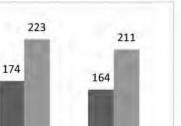
250

200

150

100

50



(単位:世帯、人)



出典:新潟県福祉保健課「生活保護の現況」(各年度末現在)

(2) 生活困窮者の状況

平成29年度

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく事業運営を社協が受託し、生活や仕事、 心身のことなどで困っている人に対し、相談支援員がほかの関係機関等と連携しな がら、自立や問題解決に向けた支援を行っています。

■生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

	相			内言	尺(課題領域別	川)※重複含			
	談	病	怪	債	家	就	不	家	F
	実	気	済	務	ã+	職	登	族	0)
	λ.		的	1	改	活	校	関	他
te de	数	ケ	困	滞	善	動		係	
年度		ガ	6%	納			号		
		•			货		ŧ		
		障			19		2		
		害					4		
							1)		
平成29年度	31人	17件		8件	11件	11 件	9件		4 (4
平成30年度	30人	11 件		6件	7 件	7件	1件	-	6 件
令和1年度	28 人	26 件	19件	15 件	12件	14 (#	4件	5 件	9件
令和2年度	37 人	26 件	28 件	15 件	20.件	20件	3件	3件	10件
令和3年度	51 人	30件	41 件	19件	21 件	22 件	3件	4 件	11 件

魚沼市福祉支援課調べ(各年度末現在)

■新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金の特例貸付状況

申請期間: 令和 2(2020) 年 3 月 25 日~令和 4(2022) 年 9 月 30 日

(単位:千円)

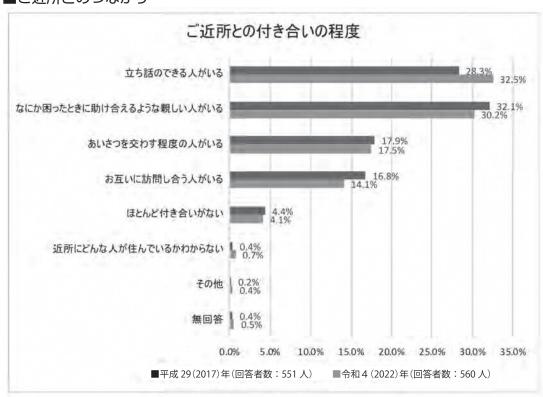
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
緊急小口資金 (特例)	21件	3,100	12件	1,530	5件	800	38件	5,430
総合支援資金 (特例)	11 件	7,560	8件	2,900	3件	1,500	22件	11,960
計	32 件	10,660	20 件	4,430	8件	2,300	60 件	17,390

魚沼市社会福祉協議会調べ(各年度末現在)

4 地域のつながり、地域活動への参加状況

地域のご近所との付き合いは、平成 29(2017)年に比べ、「なにか困ったときに助け合えるような親しい人がいる」「お互いに訪問し合う人がいる」の割合が減り、代わりに「立ち話のできる人がいる」が増え、コロナ禍の影響もあると思われますが、ご近所との付き合いが薄くなっていることがうかがえます。困った時や災害時に助け合えるこれからの地域の関係づくりを考えていく必要があります。

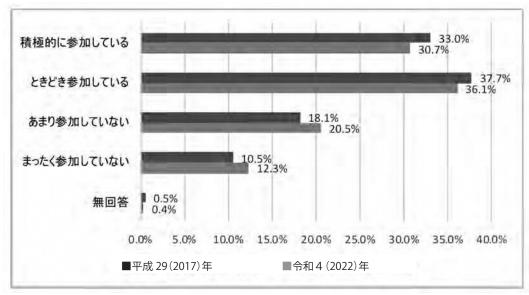
■ご近所とのつながり



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より 回答者数については、以下同様とする。

町内会自治会等の地域活動や行事への参加は、コロナ禍の影響を受けて、平成 29 (2017)年に比べ減少しています。活動の再開や継続に向けて、これまで以上の協力や支援が必要になってくると思われます。コロナ禍で生まれた新たな取組や方法を従来の活動に組み入れていくこともできるでしょう。

■町内会自治会等の地域活動や行事への参加



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より

5 避難行動要支援者の状況

東日本大震災では、高齢者、障害者等への情報提供や避難行動支援が十分でなかったことから、平成25(2013)年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務化されました。法改正以降も高齢者や障害者が犠牲になる災害が発生しており、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするために、これまで「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において「策定が望ましい」とされていた個別避難計画の作成促進が重要課題となり、令和3(2021)年の法改正にて、その作成が市町村の努力義務とされました。

今後、福祉専門職等との連携・協力を図りながら、避難行動要支援者についての個別 避難計画の作成を進めていきます。

【避難行動要支援者名簿作成の基準】

対 象 者	要件
高 齢 者	75 歳以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯の者
要介護認定者	要介護度3以上の者
身体障害者	身体障害者手帳の種別が第1種の者
知的障害者	療育手帳の判定がAの者
精神障害者	精神保健福祉手帳を有し、避難支援が必要と認められる者
指定難病患者	特定医療費(指定難病)受給者証を有する者
その他	上記要件に該当しないが、それらに準ずる者

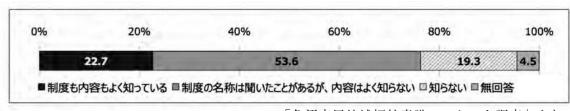
令和 4 (2022) 年 11 月 1 日現在 対象者数: 3,398 人 登録者数: 2,327 人

6 成年後見制度の状況

成年後見制度とは、認知症や障害などにより、判断能力が不十分で、自らにとって 必要なことを主張したり、一人で選択・決定することの難しい人を支える制度です。

市民地域福祉意識アンケート調査からは、成年後見の「制度も内容もよく知っている」人が一定数いるものの、制度の周知が進んでいない状況がうかがえます。また、将来的な制度利用希望については、3割近い人が「利用したい」と答え、周知割合に比べ多くの人が利用を希望していますが、半数以上が「わからない」と回答していることから、まずは制度の周知を進めることが重要と考えます。

■成年後見制度の認知度



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より

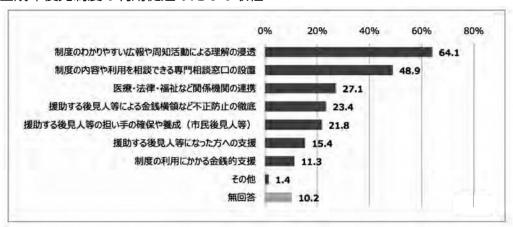
■成年後見制度の将来の利用希望の有無



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より

成年後見制度利用促進のために必要な取組としても、多くの市民の方が、「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」を挙げており、「制度の内容や利用を相談できる専門相談窓口の設置」がそれに続いています。

■成年後見制度の利用促進のための取組



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より

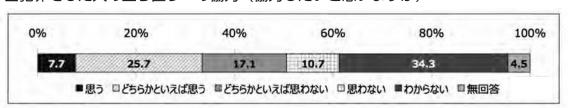
7 再犯防止の状況

小出警察署管内の刑法犯検挙者数は減少傾向にありますが、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は30~50%(平成29(2017)年~令和3(2021)年)と高い水準で推移しています。仕事のない人の再犯率は、仕事がある人に比べて高い傾向にあり、就労支援をはじめとした犯罪をした人等が地域の中で孤立せずに暮らせるサポートが重要になっています。

現在、本市を含む「小千谷魚沼地区保護司会」では25人の保護司(うち魚沼支部11人)が活動し、犯罪をした人等が地域で安定した生活を送り、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めています。

市民地域福祉意識アンケート調査では、犯罪をした人の立ち直りに協力したいかの質問に、約3割の人が「協力したいと思う」「どちらかといえば思う」と回答しています。 一方、「わからない」との回答も約3割あり、まずは実態を知ってもらったり、具体的な協力をイメージしてもらえるような広報の必要性が示唆されています。

■犯罪をした人の立ち直りへの協力(協力したいと思いますか)



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より

犯罪をした人が地域に戻るために必要な支援として、多くの市民が「就労支援」を挙げています。犯罪をした人等を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主制度などを知ってもらう取組が必要です。

それに続く「住まいの確保」と「地域住民との関わり・地域の支援」から、地域の役割の重要性がうかがわれます。

■犯罪をした人が地域に戻るために必要だと思う支援



「魚沼市民地域福祉意識アンケート調査」より

第3章 これまでの取組と計画づくり

1 第2次計画を踏まえた本計画のつくり方

第2次計画の策定過程や内容全般、推進、評価を振り返り、本計画の策定で大切にしたいことを「3原則」にまとめました。

わたしたちは、この3原則をもとに本計画を策定し、推進、評価にも活用していきます。

【本計画策定の3原則】

やさしさ3原則

原則

目 的

だれでも わかる やさしい言葉で わかる計画

- ・計画の存在を知ってもらう
- ・自分ごととして活動に一歩踏み出せる きっかけづくりとなる計画にする

だれでも できる

取り組みやすい 計画 **(**

- ・地域に愛着を持ち、住みたい・住み続け たいと思える地域になる
- ・多様性を尊重し、助け合える地域になる

だれでも つながる

やさしい距離で 何つながる計画



- ・活動に取り組むことで達成感が味わえる
- ・取組が見え、社会の変化に応じて柔軟に 推進できる計画にする
- ・地域住民が主体の活動計画にする

2 本計画の策定体制

「本計画策定の3原則」に基づき、地域福祉の推進に、地域の多様な皆様の意見を反映させるため、策定委員会の審議をもとに、魚沼市民地域福祉意識アンケート調査も踏まえて策定しました。

(1) 地域福祉推進計画策定委員会の設置

福祉団体関係者や地域活動関係者、公募の市民等地域の人々による19人の委員で構成する「魚沼市地域福祉推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という)」を設置しました。

策定委員会において、地域で暮らす立場や、地域で活動する団体の視点から、第2次計画期間の5年間を振り返り、課題や今後の方向性について意見交換を行いました。

- ○第1回策定委員会(令和4年8月19日) 「今までの魚沼の5年間」、「これからの魚沼の5年間」について
 - 【この5年間のキーワード
 - ✔自分たちの団体でできたこと
 - ✓ できなかったこと、困ったこと



○第2回策定委員会(令和4年10月17日) 「基本目標と基本理念」、「地域でできる具体的な取組」について



○第3回策定委員会 (令和4年12月23日)5年後に向けて「地域で私ができること」について



○第4回策定委員会(令和5年3月6日)

「概要版(案)」について



(2) 魚沼市民地域福祉意識アンケート調査の実施

実施日	対象者	有効回収率
令和4年 2月~3月	市内在住の 18 歳以上の市民から 1,000 人を無作為に抽出	56% (560 人)

(3) パブリックコメント

市民のみなさんからの意見を反映させるために、令和 5 年 1 月 25 日から 2 月 24 日までを期間とするパブリックコメントを実施しました。

これにより寄せられた意見は2件でした。

3 第2次計画の取組状況と本計画策定に向けた課題

本計画策定にあたり、第2次計画において市と社協が行った事業・活動について振り返るところから始めました。本市と社協がそれぞれに、3つの基本目標ごとに、該当する事業・活動をリストアップし、それぞれの取組内容、その成果と課題を表にまとめ、そこから新たに作成する計画に向けたキーワードを抽出していきました。

地域の状況については、魚沼市民地域福祉意識アンケート調査の結果や策定委員会での意見交換からまとめました。

第2次計画の取組状況と本計画策定に向けた課題

基本目標と方針		取組内容
基本目標 I 支え合い、助け合う仕組みづくり ●方針 1 ご近所の関係づくりと地域の連携	地域	地域づくりを目的とした交流の場として、 地域の茶の間の運営を継続しました。また、 ボランティアが中心となり、支援が必要な 人に対し、近所同士で声をかけ合い、助け 合うことができました。
●方針2 地域での見守り体制の強化 ●方針3 避難行動要支援体制の強化 ●方針4 地域の交流の場づくり	社 協	支え合い、助け合う仕組みをつくるために、介護サービスやあいほうし隊、除雪援助事業などを実施してきました。また、顔の見える関係性をつくるために、交流の場の立ち上げや活動を支援してきました。
シロンスがルングのコートリ	市	あいさつ、声かけを地域へ広げ、日常の 見守り、声かけ活動を通じた孤立防止を進 め、互いが助け合う地域づくりを目指しま した。 高齢者や障害者等の社会参加を理解し、 互いに支え合う社会をつくるため、多世代 が集う、地域交流活動や健康づくり活動を 推進しました。

第4章の「基本目標」につながる

成 果 と 課 題	キーワード
【成果】 コロナ禍においても、活動内容や実施方法を工夫することで、地域の交流の機会をつくり、近所同士が助け合う意識を持ち続けることができました。また、食事を通じて人と人とのつながりが持てるよう、多世代交流の場として、地域食堂を実現することができました。	
【課題】 住み慣れた地域でいきいき暮らせるように、多世代が 気軽に参加できる場所をつくり、顔の見える関係を築く 必要があります。また、災害時など困った時に隣近所で 助け合える体制づくりについても検討が必要です。	居場所づくり気軽に集える場所顔が見える関係づくり学び・遊び・楽しみを
【成果】 必要な介護サービスの提供や事業の活用が暮らしを支えることにつながりました。また、住民同士の見守りやつながりを持つ仕組みをつくることができました。	通じた交流 高齢者から子どもまで の世代間交流 連携・つながりづくり
【課題】 隣近所や地域でのつながりの希薄化が進み、住民同士 の助け合いがうまく機能しなくなっている傾向にありま す。地域の特色を活かしながら、住民同士の支え合い、 助け合いの輪をどのように広げていくかが課題です。	声かけ 助け合い 見守り
【成果】 地域の茶の間や民生委員・児童委員へのゲートキーパー研修を実施し、地域での「気づき・見守り・つなぎ」の意識醸成を図りました。 地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の対応が迅速にできるようになりました。	
【課題】 新型コロナウイルスの影響により地域活動が制限されているため、参加人数や開催場所などコロナ対策が必要です。 参加する年代に偏りがあるため、多世代が参加できるような工夫が必要です。	

るような工夫が必要です。

第2次計画の取組状況と本計画策定に向けた課題

基本目標と方針		取組内容
基本目標 II 市民の暮らしや活動を支える体制 づくり ●方針 1 情報提供、発信の充実	地域	医療と介護のスムーズな情報連携のため、 「うおぬま・米ねっと」へ加入し、地域の 情報ネットワークづくりに協力しました。
●方針2 生活課題の把握とニーズ把握の 体制づくり ●方針3 各種福祉団体との連携強化	社 協	住民からの相談を受け、内容に応じて事業を紹介したり、適切な機関につなげたりしてきました。 また、個別の相談から地域の課題を把握するために、多職種との事例検討を行いました。
●方針4 相談体制の充実、総合的なマネジ メントの強化	市	多様な福祉ニーズに対応できる体制を整備し、様々な情報を適切に共有し、サービスを利用しやすい仕組みをつくりました。 悩みを抱え込まず、身近な人に相談できるよう、関係機関・団体等間の連携強化を図り、分野を問わないワンストップの総合相談支援体制の充実を図りました。

第4章の「基本目標」につながる

成 果 と 課 題	キーワード
【成果】 「うおぬま・米ねっと」の加入により、必要な医療や 介護サービスを、より安全で効率的に受けられるように	
なりました。 【 課題】 地域における身近な生活課題について、関係機関に発	災害・防災・感染対策 に強い
信するなどし、生活に即した仕組みを考えていく必要が あります。また、世代に関わらず全ての住民に必要な情	子どもたちの安心・安全
報が広がるよう、情報発信の方法を考える必要がありま	情報発信
ਰੇ _°	暮らしの役立つ情報
	隣近所の助け合い
【成果】 個別の相談を通じ、多職種と課題を共有し、検討を重	困りごと相談
ねていくことで、住民の暮らしや活動を支えると同時に、 関係機関との連携を深めることができました。	身近に相談できる場所
【課題】	高齢者を支える仕組み づくり
相談から課題を分析し、地域の課題を明確化することが必要です。 分析結果を関係者同士で共有し、地域づくりにつなげ	移動販売・出張店舗・ 買い物支援
ていくことが求められます。	福祉施設の充実
[-4:0]	情報連携
【成果】	総合相談体制
子育て支援センター利用者の育児相談に保健師や栄養 士等と連携し、子どもの発達に合わせた支援ができました。 3つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、	子育て支援

の連携を図りながら、相談体制を強化・充実することが 必要です。

福祉サービスをはじめとした各種サービスについて、 必要な方へ必要な情報が提供できるよう周知をします。 住み慣れた地域での生活が継続できるよう関係機関と

相談しやすい環境を整えました。

【課題】

第2次計画の取組状況と本計画策定に向けた課題

基本目標と方針		取組内容
基本目標Ⅲ 地域活動に参加する人づくり・ 組織づくり	地域	地域の中で自分たちのできる範囲で助け 合えるよう、認知症サポーター養成講座な どの学びの場に参加しました。 また、地域活動団体として、ろう者理解 の研修を企画・実施しました。
●方針 1 地域福祉を支える人材育成 ●方針 2 ボランティア活動の推進	社 協	住民や学校、企業などを対象に、ふれあい講座やボランティアスクール等を実施してきました。 また、地域にひらけた事業所づくりを目指し、地域の方を巻き込み、交流や活動を行ってきました。
●方針 3 福祉教育の推進	市	子どもから大人まで幅広い層の担い手育成を進め、地域で必要とされる多様な担い手を育成しました。 また、学校と地域が一体となって、実践できる福祉教育の機会をつくり、子どもから大人まで、福祉に対する意識の醸成を図り、地域福祉に対する意識と理解を高めました。

第4章の「基本目標」につながる

成 果 と 課 題	キーワード
【成果】 研修の参加や企画等を通して、地域を支える意識を高めたり、障害への理解促進に協力したりすることができました。	
【課題】 より多くの人が、自分たちの地域に気づきや関心を持ち、地域で支え合う意識を持てるよう、働きかける必要があります。また、若者層や中高年層が地域活動において力を発揮できる場も必要です。	若年層が力を発揮でき る場 中高年が力を発揮でき
【成果】 福祉のことを知ってもらう機会を設けることができました。また、オンラインを活用することで、世代を超えた交流が生まれました。	る場 支援の継続・充実 福祉・生活サービスの 充実
【課題】 講座や交流会などの参加者には世代的な偏りが見られます。より多くの住民に地域福祉活動に参加していただくためにも、住民を巻き込みながら活動を展開することが求められています。 住民一人ひとりが地域福祉の担い手として主体的に活動できるよう、意識を高めていくための工夫が必要です。	学びの場 障害理解 地域への関心 支えあう意識
【成果】 学校でのボランティア活動や体験学習などで福祉事業 所を訪れ、福祉について身近に学ぶことができました。 総合学習のほかにも、各教科において福祉について横	誰もが力を発揮できる 住民主体

【課題】

ました。

ボランティア活動や体験学習を多くの児童生徒に提供 できるよう努め、福祉現場で学ぶ機会を継続することが 必要です。

断的に学んでおり、児童生徒の意識を高めることができ

人権研修会等を開催し、他人の個性や互いを認め合う 人権意識の向上と理解促進が必要です。

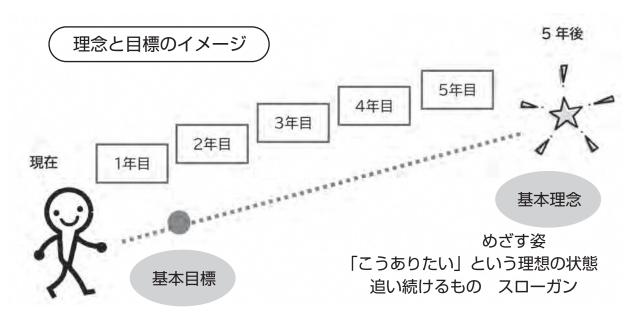
第4章 基本理念、基本目標と目指す取組

1 基本理念

ともに認め たすけあい かがやきつづける 夢と安心のまちづくり

この基本理念は、第1次計画(平成25年)において策定したものです。

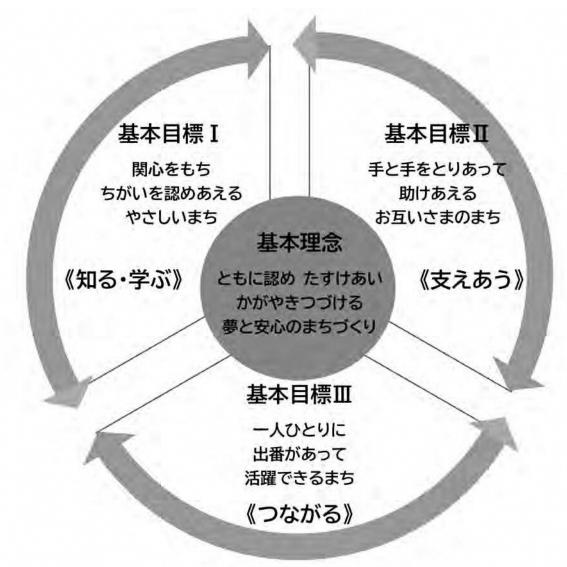
本計画では、引き続き誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、この基本理念を継承します。



理念に向かって一歩ずつ進むために 少しずつ刻んで行くのが目標

基本理念と基本目標の関係性のイメージ

P.28 に示した基本目標は、それぞれに独立しているわけでなく、また特定の順序で行われるものでもありません。基本理念で示されたまちの姿の実現に向け、それぞれの基本目標が結びつき、循環しあう関係にあります。



基本理念

ともに認め たすけあい かがやきつづける 夢と安心のまちづくり

キーワード[※] を踏まえた視点

学びの場への参加・企画 障害への理解促進 自分の地域に関心をもつ 地域で支えあう意識 すべての住民に届く情報発信

ご近所同士の声かけ、助け合い、 見守り

ワンストップで相談しやすい総合 相談体制の充実

福祉・生活サービスの充実、福 祉施設の整備

買い物支援の充実

子どもの安心・安全のための子 育て支援

災害・防災・感染対策

気軽に集える地域の居場所づくり 高齢者も子どもも参加できる世 代間交流の場

住民主体の福祉活動 誰もが力を発揮できる地域 担い手育成 地域にひらかれた事業所

顔の見える関係づくり

医療・介護の情報連携

基本目標

目標I

関心をもち ちがいを認めあえる

CELVIES?

目標Ⅱ

手と手をとりあって 助けあえる

お互いさまのまち

目標Ⅲ

一人ひとりに出番があって

活躍できるまち

※第2次計画の振り返りから導き出されたキーワード

基本目標にむけての取組

《知る・学ぶ》

- ○必要な人に必要な情報が届く仕組みをつくる
- ○子どもから大人まで福祉について学ぶ機会をつくる
- ○将来受ける医療やケアについての話し合いを広める

《支えあう》

- ○困ったらすぐに「助けて」と言える仕組みをつくる
- ○声をかけあい見守りあい、お互いさまの気持ちを広める
- ○誰もが自分の想いや希望を大切に扱われる仕組みをつくる

《つながる》

- ○世代を超えて集える居場所をつくる
- ○誰もが福祉に参加しやすい仕組みをつくる
- ○一人ひとりの声が福祉政策につながる仕組みをつくる

基本目標にむけての取組

目標I

関心をもち ちがいを認めあえる 代名少的黑岩

《知る・学ぶ》

地域の状況

○ 私たちは誰でも、健康のことや経済的な問題、災害のことなど様々 な不安や困りごとを抱えながら生活しています。

しかし、それらを自分とは関係ないことと考える「無関心」が、差 別や偏見を助長してしまいます。

- 必要性

○ 一人ひとりが自分たちの暮らす地域の課題を、「他人ごと」から 「自分ごと」として考え、行動することが求められます。

必要な人に必要な情報が 届く仕組みをつくる

子どもから大人まで福祉に ついて学ぶ機会をつくる

将来受ける医療やケアに ついての話し合いを広める

コミ協だより



広報誌や SNS などを通じ、 地域の明るい話題や最新情 報を必要な人に届くよう発 信しました。文字数を減ら し、写真を多く取り入れる など、興味を引くような紙 とを考えていただく機会に 面づくりを今後も目指してなります。 いきます。

認知症高齢者 声かけ訓練



地域における認知症高齢者 の見守り体制を構築するた め、徘徊する高齢者への声 かけ方法や接し方について 学びます。地域でできるこ

わたしの想いノート



いつか訪れる人生の最終段 階に備えて、「あなたが大切 にしていることや望み、ど のような医療や生活を望ん でいるか」について、あな たが信頼する人たちと一緒 に話し合ってみましょう。

5年後にむけて

地域でひができること

- ○広報誌やSNSから地域の活動や現状に関心を持ちます
- ○医療・福祉やまちづくりの講演会などに参加します
- ○もしものときの医療やケアについて信頼できる人と 話し合います

建協がやること

- ○地域にある課題を調べて"見える化"します
- ○いろいろな方法を使って福祉の情報を発信します
- ○地域や学校に出向き、福祉への理解を広めます
- ○ボランティア活動を推進します

前がやること

- ○市報うおぬまや出前講座をはじめSNSなども使い、 福祉や健康について幅広く情報を発信します
- ○子どもから大人まで人権に対する意識が高まるような 環境をつくります
- ○いつか訪れる人生の最終段階のことを話し合える環境をつくります

基本目標にむけての取組

目標Ⅱ

手と手をとりあって 助けあえる お国いさまのまち

《支えあう》

地域の状況

○ 困っていてもどこに相談していいのか分からなかったり、困りごと や希望を伝えたりすることが困難な人がいます。

また、困っている人を見かけても、プライバシーや個人情報などが 気になり、声をかけていいのか迷ってしまいます。

- 近くで気軽に相談できる窓口の充実と、困ったら「助けて」と言え る雰囲気を地域に広めていくことが求められています。
- 支援機関と市民がつながり続けるために、ジャンルを問わない相談 支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的な 支援体制の整備が重要です。

困ったらすぐに「助けて」 と言える仕組みをつくる

声をかけあい見守りあい、

誰もが自分の想いや希望を お互いさまの気持ちを広める 大切に扱われる仕組みをつくる

民生委員・児童委員

守門みまもりプロジェクト

意思決定支援



生活や福祉全般に関する相 守門みまもりプロジェクト 談・援助活動を行っており、は、「みまもる つながる 地域住民の身近な相談相手 すもんのわ」を合言葉に、 となり、支援を必要とする 住民と行政や専門機関をつ あいを推進しています。 なぐパイプ役を務めます。



ご近所同士の見守り・支え



認知症や障害があっても、 自分のことを自分で決める 権利を守るため、意思決定 支援の普及啓発を行いまし た。

5年後にむけて

地域でひができること

- ○子どもやお年寄りの安全を、ご近所同士で見守ります
- ○近所で困っている人を見かけたら、声をかけます
- ○普段からあいさつを交わし、顔見知りの関係をつくります

2000 がやること

- ○多様な相談を受け止める体制を整備します
- ○地域に意思決定支援を広めます
- ○災害時の支援体制を整備します
- ○さいごまで住みなれた家で暮らせるようお手伝いします

がやること

- ○「地域包括ケアシステム」の充実を図ります
- ○災害時の支援体制を整備します
- ○支援を必要とする方に寄りそった対応ができるような 相談体制を構築します

基本目標にむけての取組



一人ひとりに 出番があって 活躍できるまた

《つながる》

地域の状況

- 少子高齢化、核家族化など、ライフスタイルの多様化により、個人 の自由がより重視されるようになり、近所付き合いを避けて一人でい ることを選ぶ人が増えています。
- ご近所同士のつながりが弱くなっている中、多様な生活課題に対し て企業が地域貢献をする動きが出ています。

○ 福祉関係者だけでなく、地域住民や企業など多様な主体がお互いに 得意なこと(できること)を持ちより、地域の課題を一緒に解決して いくために話し合うことが重要です。

世代を超えて集える 居場所をつくる

誰もが福祉に参加しやすい 一人ひとりの声が福祉政策に 仕組みをつくる

つながる仕組みをつくる

地域食堂



世代間交流の居場所として、 誰でも利用できる「地域食 堂」をはじめました。困っ たときには、お互いさまと 思える関係ができることを 目指しています。

企業等による地域貢献



魚沼ライオンズクラブでは、 クリスマスに障害者施設等 を訪問して、入所者の皆さ んにクリスマスブーツを贈 り、施設にはチャリティゴ ルフコンペの収益金を寄付 しています。

市長と語らん会



市長が地域に出向き、市民 等の市政への意見を聴き、 質問に答えるなど直接対話 を行う場を設け、市民ニー ズの把握と寄せられた意見 等を市政へ反映するととも に、市政に対する市民の関 心を高めます。

5年後にむけて

地域でひができること

- ○地域のイベントや集まりに参加します
- ○地域で福祉活動に取り組む企業や団体に協力します
- ○企業としてできることで社会貢献活動に取り組みます

建協がやること

- ○地域の居場所づくりなど、住民主体の福祉活動を支援 します
- ○身寄りのない人への支援を拡充します
- ○地域課題に取り組む関係者との、顔の見える関係をつくります

前がやること

- ○地域を支えるコミュニティ協議会や自治会の活動を支援します
- ○不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもや若者をサポートします
- ○高齢者が活躍できるように介護予防の充実に努めます

3 成年後見制度の利用促進

背景

平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第5条により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第14条第1項では、市町村は、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされ、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

目標

成年後見制度を必要とする人が、自分らしい生活を守るための制度として利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指します。

取組内容

地域で私ができること

○権利擁護が必要な人の発見と相談

高齢者・障害のある人・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、 すみやかに相談機関に通報します。また、成年後見制度の利用が必要な人 や消費者被害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡します。

社協がやること

○権利擁護に関する総合相談支援

成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する総合的な 相談に対応し、関係機関と連携して支援を行います。

○成年後見制度の普及啓発

セミナーや出前講座などを開催するとともに、広報誌やホームページなど様々な媒体で関係情報を発信します。

○法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等 (補助人・保佐人・後見人)の活動を行います。

○日常生活自立支援事業の実施

判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。

○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

判断能力の低下など、日常生活自立支援事業の利用対象要件を満たさない場合、本人の意向を尊重しながら、成年後見制度への移行に向けて、適切な支援につなげます。

市がやること

○地域連携ネットワーク*の構築

支援が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として、必要な時に成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの構築を目指します。

- ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する 支援体制の構築

○地域連携ネットワークの中核機関

地域連携ネットワークの中核機関を整備し、必要なニーズを見逃さず、 適切な成年後見制度の活用へ進むことができるよう、関係機関との連携を 図るとともに、制度の周知や活用を図ります。

○市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

本市では、「魚沼市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し、高齢者、知的障害者、精神障害者が成年後見制度を利用することを支援することで、対象者の権利を保護することを目的に、事業を実施しています。

成年後見制度を必要とする人のさらなる増加が見込まれる中で、支援事業の周知や活用を推進します。

*地域連携ネットワーク:「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つのしくみから成る。

4 再犯防止の推進

背景

平成 28(2016)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第4条第2項において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、同法第8条第1項では、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪をした人等の支援に当たっては、福祉、医療、保健、住宅などの各分野からの支援が必要です。本計画の基本理念である「ともに認め たすけあい かがやきつづける 夢と安心のまちづくり」のもと、様々な角度から誰もが地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める本計画の中に、再犯防止の推進について記載することにより、「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

目 標

犯罪をした人等が、社会復帰後も孤立せずに社会の一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

また、犯罪をした人等が地域で安定した生活を送るためには、地域住民の再犯防止に関する理解が不可欠であることから、再犯防止に関する地域の理解促進を目指します。

取組内容

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存がある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。そのような人の再犯を防止するために、社会復帰に必要な支援や地域住民への啓発・広報等を実施します。

市がやること

○就労の支援

犯罪をした人等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細やかな支援が求められます。

利用可能な既存の各種施策・制度の活用や、ハローワーク、協力雇用主との連携により、年齢や特性に応じた就労支援につなげます。

○住居の支援

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前 提であり、再犯防止を図る上で最も重要です。誰もが安心して暮らせるよ う、住居に関する相談支援を行います。

○生活支援

犯罪をした高齢者又は障害のある人等の再犯防止、特に犯罪等の常習化を防ぐためには、必要な福祉的支援に結びつけることが重要です。

本人のニーズや特性に応じた保健医療・福祉サービスの紹介や利用促進 といった、自立への支援を行います。

○民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

犯罪をした人等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を更生する一員となるための支援が重要であることから、民間協力者の活動促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進します。

また、保護司会の活動拠点である「更生保護サポートセンター」として 市の空き施設を提供することや、面談等のための会議室の提供等により、 保護司の活動を支援します。

○犯罪の防止

犯罪につながっていってしまう非行を未然に防ぐために、学校をはじめとした地域の様々な関係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、様々な取組を実施することが重要であると考えられます。

児童生徒に対しては犯罪防止のための講演会等を実施するとともに、市 民に対しては青少年健全育成に関する研修を実施します。また、保護司会 の「社会を明るくする運動」に協力し、更生保護活動の周知を図ります。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の普及啓発

本計画の推進には、地域住民をはじめ、関係機関・団体等、様々な人たちの行動と参加が必要になります。そのため、より多くの方々に広く周知するため、本冊子だけでなく、概要版を作成し、ホームページやSNSなどの媒体を活用した積極的な情報発信を行うとともに、各種研修会や会議等の機会を通じて、広く地域住民に対して周知を図り、行動や参加へとつなげていきます。

2 計画の評価

本計画は本市が策定する「第4次魚沼市地域福祉計画」と、社協が策定する「第3次魚沼市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、その推進について関係機関・団体が連携・協力しながら、効率的に事業を実施し、基本理念である「ともに認めたすけあいかがやきつづける夢と安心のまちづくり」の実現を目指します。そのため計画の推進や評価を進めるため、現状の把握及び次のような評価の視点を踏まえながら、計画の達成度を評価するとともに、必要に応じた見直しにも取り組んでいきます。

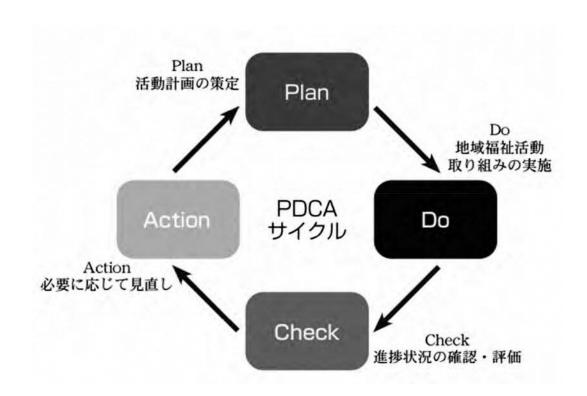
【評価の視点】

量的評価(定量的評価)	取組の進み具合や取組による課題解決の達成の程度を数値 で評価します。
質的評価(定性的評価)	取組や状況の数値では表しにくい部分をヒアリングや記録など の文字や写真などによって、質的に評価します。
プロセス評価 (実際の取組や工夫)	実際の取組や工夫の経過を評価します。

3 計画の進行管理

本計画の推進、評価については、次のようなスケジュールで進めていきます。計画の 推進や進捗管理にあたっては、PDCAサイクルを活用し、進捗状況を取りまとめ、評価 を行い、方向性等について検討し、必要であれば評価の見直しを実施します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画の推進・実行	・計画の周知・現状把握・アンケート	・見直	進、実行 直しを反映		次期計画策定



※PDCA サイクル: サイクルを構成する上記の4段階の頭文字をつなげたものです。 この4段階を順次行って1周したら、最後の Action を次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとに各段階のレベルを 向上させて、継続的に業務を改善します。

資 料 編

○魚沼市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年7月1日告示第82号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく魚沼市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、地域福祉の推進について広く市民の意見を反映させるため、魚沼市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25名以内で組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉団体関係者
 - (4) 地域活動関係者
 - (5) 行政関係者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(平 24 告示 17·一部改正)

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉支援課において処理する。

(平24 告示41・平31 告示54・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成 24年2月29日告示第17号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年3月30日告示第41号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年3月26日告示第54号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

〇社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会 魚沼市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和4年3月17日·要綱第22号

(設置)

第1条 魚沼市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の策定にあたり、広く地域住民の意見を反映するため、社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に魚沼市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 活動計画の立案・策定に関すること
 - (2) 活動計画の調査研究に関すること
 - (3) その他計画に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は25名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉団体関係者
 - (4) 地域活動関係者
 - (5) 行政関係者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、本会会長が認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱した日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または 説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

魚沼市地域福祉計画・魚沼市地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	E	E	名		所属	備	考
1	佐	藤	忠	雄	公募		
2	島	野	ф	美	小千谷市魚沼市医師会		
3	関		丈	祐	新潟県司法書士会		
4	櫻	井	君	代	小千谷魚沼地区保護司会魚沼支部		
5	佐	藤	孝	子	魚沼市小中学校長会		
6	+	見	_	紀	魚沼ライオンズクラブ		
7	星	野	正	人	魚沼市老人クラブ連合会		
8	水	野	清	美	魚沼市自立支援協議会		
9	井		Ξ h	゛リ	魚沼市ボランティア連絡会		
10	佐	藤	憲	吉	魚沼市民生委員児童委員協議会	副委	員長
11	磯	部	美	恵	社会福祉法人魚沼福祉会		
12	佐	藤	ひろ	5み	社会福祉法人魚沼地域福祉会	委員:	長
13	佐	藤	早	苗	NPO 法人れんれん友の会		
14	渡	邉		明	堀之内コミュニティ協議会		
15	熊	谷	美	峰	佐梨地区コミュニティ協議会		
16	佐	藤	咲	恵	須原コミュニティ協議会		
17	大	滝	義	隆	地域おこし協力隊		
18	枝	村	和	枝	魚沼市地域食堂連絡会		
19	南	雲	佳代	子	新潟県魚沼地域振興局 健康福祉部		

第3次魚沼市地域福祉推進計画

(第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画)

令和5年3月発行

■魚沼市市民福祉部 福祉支援課

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 電話 025-792-9767 / FAX 025-792-5600

■社会福祉法人 **魚沼市社会福祉協議会**

〒946-0011 魚沼市小出島 1240 番地 2 電話 025-792-8191 / FAX 025-792-8812

魚沼市 地域福祉推進計画

令和5(2023)年3月